

「令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）9月14日

札幌市長 秋元 克広



- 1 契約担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
まちづくり政策局政策企画部政策推進担当課
電話（011）211-2139
- 2 公募型企画競争に付する事項
 - (1) 業務名
令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務
 - (2) 業務内容等
提案説明書による
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで
- 3 参加資格
次の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4 提案説明書の交付方法等
 - (1) 提案説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
 - (2) 提案説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、下記ホームページにて取得可能。
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/arenakentou.html>
- 5 参加意向申出書、提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (1) 提出期限
参加意向申出書、資格審査に係る提出書類及び提案書類
令和8年10月6日（火）正午まで（必着）
 - (2) 提出場所
上記1に同じ。
 - (3) 提出方法
電子メールにて提出する。
- 6 選定方法
 - (1) 一次審査（書類審査）

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 以下の場合には、企画競争実施委員会において審査の上、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、企画競争実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画書等は返却しない。

(4) 提出された企画書等の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画書等の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。